

2005 年 8 月 26 日制定

2019 年 9 月 12 日改訂

認証業務約款

一般財団法人ベターリビング

(責務)

- 第1条 産業標準化法第30条第1項又は第2項、37条第1項又は第2項の認証に係る申請者（以下「甲」という。）と一般財団法人ベターリビング（以下「乙」という。）は、産業標準化法及びこれに基づく命令並びにこれらに係わる通達（以下「法等」という。）を遵守し、乙の定める産業標準化法に基づく製品認証業務規程及び手順書類（以下「規程類」という。）及びこの約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、法等及び規程類に定められた業務を行い、次条に定められた日（以下「業務完了期日」という。）までに、認証書を交付し又は認証書を交付できない旨を通知する。
- 3 次の各号の一に該当するときは、乙は認証書を交付しないこととし、この場合において認証書を交付できない旨を甲に通知するものとする。
- 一 申請提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき
 - 二 申請提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき
 - 三 認証のための評価に必要な申請者の協力が得られなくなったことその他乙の責に帰すことのできない事由により、評価を行えなかったとき
 - 四 認証料金が納入期日までに納入されていないとき
- 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象に必要な追加書類等を遅滞なく乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙から連絡を受けた時の適切な変更を含めて、常に認証要求事項を満たすこと。
- 7 甲の認証が継続的な生産に適用される場合、甲は、認証された製品の製品要求事項を継続的に満たすこと。
- 8 甲は、次の事項に必要な全ての手配を行う。
- 一 評価及び認証維持評価の実施。これには、文書及び記録の調査、並びに関連する機器・設備、場所、区域、要員及び甲の下請け業者へのアクセスを含む。
 - 二 苦情の調査
 - 三 該当する場合、オブザーバーの参加
- 9 甲は、認証範囲と整合した、認証に係る表明を行う。

- 1 0 甲は、乙の評価を損なうような製品認証の使い方をせず、また、誤解を招く又は認証範囲を逸脱すると乙が考えるような製品認証に関する表明を行わない。
- 1 1 認証の一時停止、取消し又は終了の場合、甲が製品認証に言及している全ての宣伝・広告物の使用を中止し、認証スキーム（産業標準化法、鉱工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令、JIS Q 1001、JIS Q 17025、JIS Q 17065 及び認証対象製品の JIS 規格等の要求並びに該当する場合 JIS Q 1012）に従って処置を取り、その他要求された通りの処置をとる。
- 1 2 甲は、認証文書（認証書及び変更承認通知書）の写しを他者に提供する場合、認証文書の全部又は認証スキームに規定された通りに複製する。
- 1 3 甲は、文書、パンフレット、宣伝・広告物などの媒体で製品認証について言及する場合、乙の要求事項及び認証スキームの規程に従う。
- 1 4 甲は JIS 認証マークの使用及び製品に関する情報について、全ての要求事項に従う。
- 1 5 甲は知り得た製品要求事項への適合性に関するすべての苦情を記録し、乙の要請に応じて、これらの記録を乙が利用できるようにする。
- 一 上記の苦情、及び認証要求事項の適合性に影響を与えると判明した製品の不備に関して、適切な処置をとる。
- 二 取った処置を文書化する。
- 1 6 甲は、以下に示すような認証要求事項に適合する能力に影響を与える可能性のある変更に対して、遅滞なく乙に通知する。また、該当するか否か不明な場合は乙に相談する。
- ・ 法律上、商業上、組織上の地位又は所有権の変更
 - ・ 組織及び経営層（例えば、主要な管理層、意思決定又は専門作業に係る要員）
 - ・ 製品の生産方法に係る変更
 - ・ 連絡先及び生産に関する事業所の変更
 - ・ 品質マネジメントシステムの重大な変更

（業務完了期日）

第2条 乙の業務完了期日は、当該引受承諾書に定められた日とする。

- 2 乙は、乙の責に帰することができない事由により業務完了期日までに業務を完了することができない場合は、甲に対しその理由を明示の上、その延長を請求することができる。
- 3 乙は、甲が理由を明示した書面をもって業務完了期日の延期を申し出、かつ乙がその理由が妥当と認めた場合には、その延長を行うことができる。この場合において、乙に損害が生じた場合は、その賠償を甲に請求することができる。
- 4 第2項及び前項に定める業務完了期日の延長その他の必要な事項については甲乙協議して定める。

（不適合に対する対応）

第3条 乙が行った評価に関する不適合の指摘に対して、甲は、速やかに当該部分の申請図書の修正その他必要な措置を講じなければならない。

（試験用製品の提供）

第4条 甲は、認証を行うため又は認証の維持のために必要であるとして、乙から試験用鉱工業品の提供を求められたときは、無償で乙に提供するものとする。

2 乙は、試験等によって生じた試験用鉱工業品の解体及び損傷について、甲に対し一切その責任を負わないものとする。

(評価中の製品仕様等の変更)

第5条 甲は、認証書の交付前までに甲の都合により製品仕様等を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の申請図書を提出しなければならない。

2 前項の製品仕様等の変更が軽微であると乙が認める場合を除き、甲は、当初の申請を取り下げ、別件として改めて乙に申請しなければならない。

3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第7条第2項の契約解除があったものとみなす。

(認証料金)

第6条 甲は、別に定める引受承諾書に記載された額の料金及び評価のために要した旅費（以下「認証料金」という。）を、第2項に規定する日（以下「納入期日」という。）までに乙の指定する銀行口座へ振込送金により納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由のある場合は、甲乙協議の上別の方法によることができる。

2 甲の認証料金の納入期日は、請求書に記載された期日とする。

3 第7条及び第8条に掲げる契約解除による場合を除き、甲の責に帰すべき事由により、乙が業務完了日に認証書を交付できない旨を通知する場合においては、乙は認証料金のうち業務の履行状況に応じて算定した額を違約金として請求でき、また、乙に損害が生じたときは、その賠償を甲に請求することができる。なお、この契約解除により甲に損害が生じても、乙はその損害賠償の責に任じないものとする。

4 認証料金の納入に要する費用は、甲の負担とする。

(甲の解除権)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

一 乙が、正当な理由なく、当該引受承諾書に掲げる業務を業務完了期日までに完了せず、またその見込みのない場合

二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

3 第1項に基づく契約解除の場合、甲が認証料金を既に支払っているときは支払済みの認証料金の返還を乙に請求することができ、また、甲に損害が生じたときは、その賠償を乙に請求することができる。なお、この契約解除により乙に損害が生じても、甲はその損害賠償の責に任じないものとする。

4 第2項に基づく契約解除の場合、乙は認証料金のうち業務の履行状況に応じて算定した額を違約金として請求でき、また、乙に損害が生じたときは、その賠償を甲に請求することができる。ただし、評価に係る途中段階で不適合が明らかとなり、契約解除を行う場合にあっては、乙は認証料金のうち業務の

履行状況に応じて算定した額を請求できるものとする。

(乙の解除権)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は甲に書面をもって通知し、この契約を解除することができる。

- 一 甲が第1条第5項に定める責務を怠る等乙の業務の履行に必要な協力をしないとき
- 二 甲の責に帰すべき事由により業務完了期日までに認証書を交付等することができないとき
- 三 甲が書面をもって申し出た業務完了期日の延長の理由について、乙が正当でないと認めるとき
- 四 第3条に規定する不適合に対する対応について、6ヶ月を超えて甲が何ら対応措置を講じないとき
- 五 甲が正当な理由なく、第6条第2項に定める納入期日までに認証料金を納入しないとき
- 六 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

2 前項に基づく契約解除の場合、乙は認証料金のうち業務の履行状況に応じて算定した額を違約金として請求でき、また、乙に損害が生じたときは、その賠償を甲に請求することができる。なお、この契約解除により甲に損害が生じても、乙はその損害賠償の責に任じないものとする。

(評価の範囲等)

第9条 この契約は、製品等に瑕疵がないことについて保証するものではないものとする。

2 申請図書に虚偽があったことが認証書発行後に発覚した場合、乙は当該認証の結果について責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙は信義誠実の原則に則り協議の上、定めるものとする。